番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	以下の理由から本改正案に反対である。 ・外国人の就労範囲が拡大することで、日本人労働者、とりわけ若年層や非正規雇用者の雇用機会が圧迫される可能性が高く、賃金水準の低下や待遇格差の固定化につながりかねない。 ・長期在留や定住につながる場合、医療・教育・福祉などの社会資源への負担が増加することが懸念され、社会保障・公共サービスへの負担となるおそれがある。 ・受け入れ対象の拡大は、多文化共生の観点から準備が不十分な地域社会に摩擦を生むリスクがあり、現行の支援体制や監督体制が整っていないまま制度改正を進めることは、社会的混乱を招きかねない。 ・本改正案は、対象業務や条件の詳細が不明瞭であり、制度運用が恣意的になる危険性を孕んでおり、透明性や公平性が欠如している。	ワーキング・ホリデー制度は、相手国の文化及び一般的な生活様式を理解するために、一定期間の休暇を過ごし、滞在期間中における旅行資金を補うための報酬を受ける活動を認める制度であるところ、係る在留資格については、査証発給枠や本邦への在留が認められる期間に上限が設けられ、十分な健康保険に加入することが要件とされるほか、従事することができる報酬を受ける活動については、必要な旅行資金を補うために必要な範囲内に限定されています。そのため、反対理由に挙げられている影響は、限定的なものであると考えています。いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。
2	ワーキング・ホリデー制度の対象にマルタ共和国を追加することに賛成である。 併せて、マルタ共和国に限らず、ワーキング・ホリデー制度を利用する外国人の受入れにあたり、以下の措置を講ずるべきである。 ・犯罪歴のある外国人を一切対象から排除する。 ・単身での来日に限定する。 ・危険人物、スパイ活動・犯罪歴のある者の入国を厳格に制限するなど水際対策を強化し、検疫・入国審査の透明性を高める。 ・滞在期間の上限を定め、超過者及びそ	ワーキング・ホリデー制度の対象となる外国人についても他の外国人と同様に、上陸申請において本邦における活動目的等を提出資料等に基づき確認し、一定の刑罰に処せられた者は上陸を認めず、また、退去強制事由に該当する者について退去強制手続を行うなど出入国管理及び難民認定法等の法令に基づいた厳格な審査・在留管理を行っております。 また、マルタ共和国政府との口上書において、ワーキング・ホリデー査証発給の要件とし

	の雇用主を処罰する。 ・一定レベルの日本語能力を要件とする。 ・反日思想、反社会的勢力、母国での犯罪歴を有する者は対象外とする。 ・犯罪（速度違反等の軽微なものを含む。）や在留目的を逸脱する行為、文化財・宗教施設に危害を加えた場合は強制送還する。 ・強制送還後の再入国禁止。 ・帰化はできないこととする。 ・土地等の購入や所有を禁止又は制限し、信教の自由を制限する。 ・医療費は一旦全額自費かつ一定費用を先払いし、一定期間の労働・納税義務を果たしていたことが確認できたら７割返金する。 ・外国勢力によるスパイ活動を処罰する明確な法を制定する。 ・技能実習生・留学生などの合法滞在者については適正管理を徹底し、不法就労や人権侵害を防ぐ仕組みを整備する。 ・火葬を標準とする現行制度を維持し、国民の衛生・環境安全を最優先とする。 ・入国時に担保金を上納し、強制送還費用や犯罪・事故を起こした時に被害者に支払う費用に充てる。 ・働けなくなったら自国に帰ってもらう。 ・生活保護の申請は受け付けない。 ・車の免許は日本人と同じ条件で取得する。 ・規制の目的は排外ではなく、国民の生命と公共の福祉を守るためであることを明確にする。 ・自治体主導の文化・習慣セミナーを設け、全員に受講を義務付ける。	て、本邦においてワーキング・ホリデーの活動を行うことができる期間の上限は１年であること、活動終了時には出国すること、十分な健康保険に加入していること、犯罪歴がないこと、家族は各人において在留の根拠を有しない限り同行できないこと等が定められています。 　いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。